

# 品川区認可保育所

指導検査基準（平成30年4月1日適用）

品川区子ども未来部保育課

## 指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

○運営管理

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成26年7月11日条例第25号「品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	区運営条例
2	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
3	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	支援法施行規則

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 運営規程(重要事項)について					
(1) 内容の説明	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に際して、あらかじめ利用申込みを行った支給認定保護者に対し、運営規程(重要事項)の概要等を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について支給認定保護者の同意を得なければならない。	1 支給認定者に対して、運営規程(重要事項)を記した文書を交付して説明し、同意を得ているか。	(1) 区運営条例第5条	(1) 運営規程(重要事項)を記した文書の交付と説明および同意を得ていない。	C
(2) 掲示	特定教育・保育施設は、施設の見やすい場所に、運営規程(重要事項)の概要等を記した文書を掲示しなければならない。	1 運営規程(重要事項)を記した文書が施設の見やすい場所に掲示されているか。	(1) 区運営条例第23条	(1) 運営規程(重要事項)が見やすい場所に掲示されていない。	B
2 情報提供について					
(1) 保護者への対応	特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1 支給認定保護者に特定教育・保育の内容に関する情報提供を適切に行っているか。	(1) 区運営条例第28条第1項	(1) 支給認定保護者に特定教育・保育の内容に関する情報提供を適切に行っていない。	C
(2) 広告	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のものまたは誇大なものとしてはならない。	1 特定教育・保育施設の広告内容が虚偽のものまたは誇大なものとなっていないか。	(1) 区運営条例第28条第2項	(1) 特定教育・保育施設の広告内容が虚偽のものまたは誇大なものとなっている。	B
3 利益供与等の禁止について					
(1) 利益供与	特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設もしくは地域型保育を行う者等またはその職員に対し、小学校就学前子どもまたはその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1 特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しているか。	(1) 区運営条例第29条第1項	(1) 特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。	C
(2) 利益收受	特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設もしくは地域型保育を行う者等またはその職員から、小学校就学前子どもまたはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	1 小学校就学前子どもまたはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	(1) 区運営条例第29条第2項	(1) 小学校就学前子どもまたはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受している。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>4 業務管理体制について</p> <p>(1) 体制整備</p>	<p>1 特定教育・保育施設の設置者は、子ども子育て支援法第33条第6項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。</p> <p>2 上記1の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じて基準を満たすこと。</p> <p>① 確認を受けている施設または事業所の数が1以上20未満の事業者は、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。</p> <p>② 確認を受けている施設または事業所の数が20以上100未満の事業者は、法令遵守責任者の選任をすることおよび業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。</p> <p>③ 確認を受けている施設または事業所の数が100以上の事業者は、法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備することおよび業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</p> <p>3 特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</p> <p>① その確認に係る全ての教育・保育施設または地域型保育事業所が一の区の区域に所在する特定教育・保育提供者は区長に届け出る。</p> <p>② その確認に係る教育・保育施設または地域型保育事業所が2以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者は内閣総理大臣に届け出る。</p> <p>③ ①、②に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者は都道府県知事に届け出る。</p> <p>4 規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った上記3に定める者に届け出なければならない。</p>	<p>1 業務管理体制が整備されているか。</p> <p>2 業務管理体制が整備基準を満たしているか。</p> <p>3 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。</p> <p>4 変更等の届け出を遅滞なく定める者に行っているか。</p>	<p>(1) 支援法第55条第1項</p> <p>(1) 支援法施行規則第45条</p> <p>(1) 支援法第55条第2項</p> <p>(1) 支援法第55条第3項</p>	<p>(1) 業務管理体制が整備されていない。</p> <p>(1) 業務管理体制が整備基準を満たしていない。</p> <p>(1) 業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない。</p> <p>(1) 変更等の届け出を遅滞なく定める者に行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

○保育内容

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成26年7月11日条例第25号「品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	区運営条例
2	平成28年3月31日内閣府「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」【事故防止のための取組み】	事故防止ガイドライン

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 提供拒否の禁止等	保育園(施設)は、利用内定者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、利用を拒んではならない。	1 利用の申込みを受けたとき、正当な理由なく利用を拒んでいないか。	(1) 区運営条例第6条第1項	(1) 正当な理由なく利用を拒んでいる。	B
2 事故発生の防止および発生時の対応について					
(1) 体制整備	<p>保育園(施設)においては、事故の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合の対応、報告や方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会および従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>	1 事故の発生またはその再発を防止するための措置を講じているか。	(1) 区運営条例第32条第1項	(1) 事故の発生またはその再発を防止するための措置を講じていない。	B
(2) 発生時の連絡および対応	事故が発生した場合は、速やかに区、子どもの家族等に連絡を行うとともに、応急処置や医療機関への受診等、必要な措置を講じる。	<p>1 事故発生時、関係機関へ連絡を行っているか。</p> <p>2 事故発生時、応急処置や医療機関への受診等、必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 区運営条例第32条第2項</p> <p>(1) 区運営条例第32条第2項</p>	<p>(1) 事故発生時、関係機関へ連絡を行っていない。</p> <p>(1) 事故発生時、応急処置や医療機関への受診等、必要な措置を講じていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
(3) 記録および情報共有	保育園(施設)は、事故の状況および事故に際して採った処置について記録するとともに、その分析を通じた改善策や今後の対応策等を職員全員で情報共有し、再発防止に努める。	<p>1 事故の状況、事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>2 改善策や対応策等を職員全員で情報共有しているか。</p>	<p>(1) 区運営条例第32条第3項</p> <p>(1) 事故防止ガイドライン2、(2)</p>	<p>(1) 事故の状況、事故に際して採った処置について記録していない。</p> <p>(1) 改善策や対応策等を職員全員で情報共有していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
(4) 損害賠償	保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。	1 賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行っているか。	(1) 区運営条例第32条第4項	(1) 賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行っていない。	B
3 重大事故防止について					
(1) 研修(講習会)	<p>保育園(施設)においては、子どもの安全確保に関する研修に参加することを基本とするとともに、全ての職員は、救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等)の実技講習、事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努める。</p> <p>保育園(施設)での研修や職員会議などの機会に、子どもの発育・発達と事故との関係、事故の生じやすい場所等を共有することで、事故への認識、危険に対する予知能力の向上を図る。</p>	<p>1 救急対応について実技講習等を定期的に通じているか。</p> <p>2 保育園(施設)での研修や職員会議などを通して、職員同士で情報の共有をしているか。</p>	<p>(1) 事故防止ガイドライン1、(2)</p> <p>(1) 事故防止ガイドライン1、(2)</p>	<p>(1) 救急対応について実技講習等を定期的に通じていない。</p> <p>(1) 職員同士での情報共有をしていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
(2) 訓練	上記の研修(講習会)を受講した上で、各種訓練を保育園(施設)自らが企画、立案し、消防等の関係機関、保護者等の協力を得ながら計画的に実施する。	1 各種訓練を計画的に行っているか。	(1) 事故防止ガイドライン1、(2)	(1) 各種訓練を計画的に行っていない。	B

○会計経理

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成26年7月11日条例第25号「品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	区運営条例
2	昭和54年8月8日区長決定「品川区特定保育所運営費助成要綱」	区運営費要綱
3	平成20年12月15日要綱第140号「品川区私立認定こども園等運営費助成等に関する要綱」	区こども園運営費要綱



項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 委託費・施設型給付費について	<p>1 認可保育所 区長は、保育認定子どもが特定教育・保育施設から特定教育・保育を受けた場合については、当該支給認定保育に要した費用について、一月につき、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を当該特定教育・保育施設に委託費として支払う。</p> <p>2 認定こども園等 区長は、支給認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払う。</p>	<p>1 委託費の請求が適正に行われているか。</p> <p>1 施設型給付費の請求が適正に行われているか。</p>	<p>(1) 子ども・子育て支援法附則第6条第1項</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第27条第7項</p>	<p>(1) 委託費の請求が適正に行われていない。</p> <p>(1) 施設型給付費の請求が適正に行われていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
2 利用者負担額について	<p>(1) 上乗せ徴収 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(2) 実費徴収 特定教育・保育施設は、上記の上乗せ徴収の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 ・日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ・特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ・食事の提供に要する費用 ・特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ・上記に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>1 区に事前協議の上、上乗せ徴収を実施していないか。</p> <p>2 支給認定保護者に事前に説明をし、書面同意による事前手続きを行っているか。</p> <p>1 実費徴収額は適当か。</p> <p>2 支給認定保護者に事前に説明をし、書面同意による事前手続きを行い、費用に係る領収書を交付しているか。</p>	<p>(1) 区運営条例第13条第3項</p> <p>(1) 区運営条例第13条第3項</p> <p>(1) 区運営条例第13条第4項</p> <p>(1) 区運営条例第13条第5項、第6項</p>	<p>(1) 区に事前協議の上、上乗せ徴収を実施していない。</p> <p>(2) 支給認定保護者に事前に説明をし、書面同意による事前手続きを行っていない。</p> <p>(1) 実費徴収額が適当でない。</p> <p>(2) 支給認定保護者に事前に説明をし、書面同意による事前手続きを行い、費用に係る領収書を交付していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
3 運営費助成について	<p>(1) 各種運営費助成 1 認可保育所 区長が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項に規定する児童の保育を行う特定保育所に対し、各種運営費を助成する。</p>	<p>1 基本保育運営費助成の申請が適正に行われているか。</p> <p>2 給食内容充実加算の申請が適正に行われているか。</p> <p>3 保育教材費助成の申請が適正に行われているか。</p> <p>4 延長保育充実加算の申請が適正に行われているか。</p> <p>5 一時保育事業助成の申請が適正に行われているか。</p>	<p>(1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条</p> <p>(1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条</p> <p>(1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条</p> <p>(1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条</p> <p>(1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条</p>	<p>(1) 基本保育運営費助成の申請が適正に行われていない。</p> <p>(1) 給食内容充実加算の申請が適正に行われていない。</p> <p>(1) 保育教材費助成の申請が適正に行われていない。</p> <p>(1) 延長保育充実加算の申請が適正に行われていない。</p> <p>(1) 一時保育事業助成の申請が適正に行われていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 認定こども園等  就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項の認定を受けた同法第2条第3項の保育所および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項に規定する児童の保育を行う特定保育所のうち認定こども園となることを志向した保育所に対し、各種運営費を助成する。</p>	6 特別支援保育加算の申請が適正に行われているか。	(1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条	(1) 特別支援保育加算の申請が適正に行われていない。	C
		7 定員面積基準助成の申請が適正に行われているか。	(1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条	(1) 定員面積基準助成の申請が適正に行われていない。	C
		8 小破修理加算の申請が適正に行われているか。	(1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条	(1) 小破修理加算の申請が適正に行われていない。	C
		9 看護師雇上費充実加算の申請が適正に行われているか。	(1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条	(1) 看護師雇上費充実加算の申請が適正に行われていない。	C
		10 事務職員雇上費充実加算の申請が適正に行われているか。	(1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条	(1) 事務職員雇上費充実加算の申請が適正に行われていない。	C
		11 停止児童助成の申請が適正に行われているか。	(1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条	(1) 停止児童助成の申請が適正に行われていない。	C
		12 その他特別助成の申請が適正に行われているか。	(1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条	(1) その他特別助成の申請が適正に行われていない。	C
		1 基本保育運営費助成の申請が適正に行われているか。	(1) 区こども園運営費要綱第3条、第4条、第5条	(1) 基本保育運営費助成の申請が適正に行われていない。	C
		2 給食費助成の申請が適正に行われているか。	(1) 区こども園運営費要綱第3条、第4条、第5条	(1) 給食費助成の申請が適正に行われていない。	C
		3 保育教材費助成の申請が適正に行われているか。	(1) 区こども園運営費要綱第3条、第4条、第5条	(1) 保育教材費助成の申請が適正に行われていない。	C
		4 特別支援児童等加算費助成の申請が適正に行われているか。	(1) 区こども園運営費要綱第3条、第4条、第5条	(1) 特別支援児童等加算費助成の申請が適正に行われていない。	C
		5 看護師雇上費充実加算助成の申請が適正に行われているか。	(1) 区こども園運営費要綱第3条、第4条、第5条	(1) 看護師雇上費充実加算助成の申請が適正に行われていない。	C
		6 一時保育事業費助成の申請が適正に行われているか。	(1) 区こども園運営費要綱第3条、第4条、第5条	(1) 一時保育事業費助成の申請が適正に行われていない。	C
		7 子育て相談等事業費助成の申請が適正に行われているか。	(1) 区こども園運営費要綱第3条、第4条、第5条	(1) 子育て相談等事業費助成の申請が適正に行われていない。	C
		8 停止児童助成の申請が適正に行われているか。	(1) 区こども園運営費要綱第3条、第4条、第5条	(1) 停止児童助成の申請が適正に行われていない。	C
		9 その他特別助成の申請が適正に行われているか。	(1) 区こども園運営費要綱第3条、第4条、第5条	(1) その他特別助成の申請が適正に行われていない。	C